

14. 防火地域

法61条「防火地域内の建築物」

防火地域内の条件

耐火建築物

⇒階数が3以上の建築物(地階含む)

⇒100㎡を超える建築物

準耐火建築物

⇒2階以下で100㎡以下の建築物

⇒耐火・準耐火建築物としなくてよい除外条件

1項 50㎡以内の平家建の附属建築物

2項 卸売市場又は機械製作工場で不燃材料

3項 2mを超える門又は塀で不燃材料

4項 2m以下の門又は塀

法62条「準防火地域内の建築物」

準防火地域内の条件

耐火建築物

⇒地階を除く階数が4以上の建築物

⇒1500㎡を超える建築物

準耐火建築物

⇒延べ面積が500㎡を超え1500㎡以下の建築物


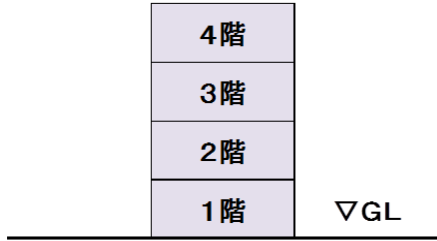
防火上必要な政令で定める技術的基準

⇒3階以下で延べ面積が500㎡以下

除外条件 ⇒卸売市場又は機械製作工場で不燃材料

防火地域内と準防火地域内の建築物

防火と準防火との違い

建築物の制限	防火地域内の建築物	準防火地域内の建築物
耐火建築物	① 100㎡超え ② 地階含む3階以上 	① 1,500㎡超え ② 地階除く4階以上 
準耐火建築物	100㎡以下	500㎡超え1,500㎡以下
防火上の基準	該当なし	地階除く3階かつ500㎡以下
その他	別表1とのダブルチェック	別表1とのダブルチェック

別表1の各用途別の条件

別表1 耐火建築物又は準耐火建築物とする特殊建築物

(い)	耐火建築物 (ろ)	耐火建築物 (は)	準耐火建築物 (に)
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、その他	3階以上の階	客席200㎡以上 (屋外観覧席1000㎡以上)	
(2) 病院、診療所(患者収容有)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、その他(児童福祉施設等)	3階以上の階		300㎡以上 (2階のみ)
(3) 学校、体育館、その他(博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場)	3階以上の階		2,000㎡以上
(4) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、その他(公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗)	3階以上の階	3,000㎡以上	500㎡以上 (2階のみ)
(5) 倉庫、その他		200㎡以上 (3階以上)	1,500㎡以上
(6) 自動車車庫、自動車修理工場、その他(映画スタジオ、テレビスタジオ)	3階以上の階		150㎡以上

耐火建築物

準耐火建築物

